

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（概要）

令和2年2月25日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1 現在の状況と基本方針の趣旨

複数地域で感染路不明の患者が散発的に発生。一部地域で小規模患者クラスター（集団）が把握されているが、大規模感染拡大が認められている地域はない。

流行の早期終息には、クラスターが次のクラスターを生み出すことの防止が重要であり、患者増加のスピード抑制が国内流行を抑える上で重要な意味を持つ。

あわせて、この時期は重症者対策の医療提供体制等を整える準備期間にあたる。

国、自治体、事業者、国民等が一丸となって対策を進めるため、現在の対策と今後を見据えた対策を整理し基本方針を示すもの。

2 新型コロナウイルス感染症について現時点で把握している事実

- 一般的状況では飛沫・接触感染で、空気感染はないものと考えられるが、閉鎖空間の近距離での多人数との会話等は、咳やくしゃみ等がなくても感染拡大のリスクがある。
- 感染力は事例により様々。特定の人からの感染拡大が疑われる事例がある一方、多くの事例では、周囲の人にはほとんど感染させていない。
- 発熱等が1週間前後持続することが多く、倦怠感を訴える人が多い。季節性インフルエンザより入院期間が長くなる事例が報告されている。
- 罹患しても軽症、治癒する例も多い。重症度は季節性インフルエンザと比べて高いリスク。特に高齢者・基礎疾患を有する者は重症化リスクが高い。
- 抗ウイルス薬がなく、対症療法が中心。迅速診断用簡易検査キットもない。
- 他のウイルス治療薬等が効果的である可能性がある。

3 現時点での対策の目的

- 早期終息を目指しつつ、患者増加のスピードを抑制し、流行の規模を抑える。
- 重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- 社会・経済へのインパクトを最小限にとどめる。

4 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項

（1）国民・企業・地域等に対する情報提供

- ① 正確でわかりやすい情報提供や呼びかけを行い冷静な対応を促す。
 - ・ 発生状況、病態等の正確な情報提供
 - ・ 手洗い、咳エチケット等の対策徹底
 - ・ 発熱等の風邪症状の場合の休暇習得、外出自粛等呼びかけ
 - ・ 相談をせずに医療機関を受診することによる感染リスクの呼びかけ
- ② 風邪症状職員等の休暇取得勧奨、テレワークや時差出勤の推進等呼びかけ。
- ③ イベント等開催は、全国一律の自粛要請はしないが、必要性の検討要請。
- ④ 感染拡大に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援。
- ⑤ 国民、外国政府、外国人旅行者への情報提供で感染防止と風評対策につなげる。

（2）国内での感染状況の把握

ア 現行

- ① 医師からの届出により疑似症状患者にPCR検査を実施。患者確認の場合は、積極的疫学調査により濃厚接触者を把握。
- ② 地方衛生研究所等の検査機能の向上。
- ③ 学校関係患者情報について、都道府県保健衛生部局と教育委員会等部局で共有。

イ 今後

確定診断のためのPCR検査に移行しつつ、発生状況調査の仕組みを整備。

(3) 感染拡大防止対策

ア 現行

- ① 積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛要請等。患者クラスターの把握と、関係する施設の休業やイベント自粛等要請。
- ② 高齢者施設等における施設内感染対策の徹底。
- ③ 公共交通機関等多数の人が集まる施設の感染対策の徹底。

イ 今後

- ① 患者数が継続的に増えている状況では、積極的疫学調査や濃厚接触者の健康観察は縮小し、広く外出自粛の協力要請にシフト。患者クラスターへの対応を継続、強化。
- ② 学校等での感染対策方針の提示、臨時休業等の都道府県等から設置者等への要請。

(4) 医療提供体制

ア 現行

- ① 帰国者・接触者相談センターを整備し、24時間対応。
- ② 帰国者・接触者相談センターから帰国者・接触者外来へ誘導。
- ③ PCR検査を実施し、入院措置。
- ④ 病床や人工呼吸器等の確保。
- ⑤ 治療法や治療薬、ワクチン、簡易検査キットの開発等に取り組む。

イ 今後

- ① 患者数が大幅に増えた状況での外来は、一般の医療機関で診療時間や動線を区分する対策を講じた上で、感染疑い患者を受入。重症者を受け入れる感染症指定医療機関から順に帰国者・接触者外来を段階的に縮小。
風邪症状が軽度の場合は自宅療養を原則。状態変化の場合に相談の上、受診。風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等への継続的な医療・投薬は電話診療による処方箋発行で、受診しなくてもよい体制を構築。
- ② 病床や人工呼吸器等の確保、医療機関の役割分担など入院医療提供体制を整備。
- ③ 院内感染対策の更なる徹底。医療機関への感染制御に必要な物品の確保。
- ④ 高齢者施設等での感染疑い者発生の場合、防止策の徹底と入院医療につなげる。

(5) 水際対策

入国制限、渡航中止勧告等は引き続き実施。一方で検疫は医療資源確保の観点から、国内の感染拡大防止策等に応じた運用にシフト。

(6) その他

- ① マスク等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請。
- ② マスク等の過剰な在庫を抱えないよう消費者等に冷静な対応な呼びかけ。
- ③ WHO等の対応状況の情報収集。日本での知見を積極的にWHO等と共有。
- ④ 中国からの一時帰国児童等の学校受入支援やいじめ防止等の取組実施。
- ⑤ 患者や対策関係者の人権に配慮した取組を行う。
- ⑥ 空港、港湾、医療機関等のトラブル防止のため、必要な警戒警備を実施。
- ⑦ 混乱に乗じた各種犯罪抑止、取締りの徹底。

5 今後の進め方について

厚労省をはじめとする各府省が連携の上、関係者等に所要の通知を発出。地域ごとの各対策の切替えのタイミングは厚労省が考え方を示した上で、自治体が厚労省と相談し判断。

事態な進行や新たな科学的知見に基づき、方針の修正が必要な場合は、本対策本部において、専門家会議の議論を踏まえつつ更新する。